

平成26年9月甲良町議会定例会会議録

平成26年9月8日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	山田裕康	2番	阪東佐智男
3番	野瀬欣廣	4番	西川誠一
5番	濱野圭市	6番	丸山光雄
7番	木村修	8番	藤堂一彦
9番	丸山恵二	10番	金澤博夫
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	中川愛博	教育次長	金田長和
税務課長	上田和光	産業課長	若林嘉昭
住民課長	川嶋幸泰	建設水道課長	北坂仁
総務課参事	宮川哲郎	学校教育課長	大橋太
企画監理課長	中川雅博	社会教育課長	山本昇
人権課長	陌間守	会計管理者	寺川貴代美
保健福祉課長	米田志保子	子育て支援センター長	奥村晃子
教育委員長	市山明人	選挙管理副委員長	村岸啓司

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書記 山崎 志保美

(午前9時00分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は11人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成26年9月甲良町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 山田議員および2番 阪東議員を指名いたします。

日程第2 5日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、4番 西川議員の一般質問を許します。

西川議員。

○**西川議員** 議長の許可を得ましたので、質問いたします。

まず最初に、8月は異常気象で各地でいろいろな災害被害が発生しました。広島、礼文島、福知山等々、集中豪雨による土砂災害で多くの方が亡くなったり被災された今なお、復旧作業に全力を挙げておられます。ご冥福とお見舞いを申し上げます。当地も7月26日の夏祭りを境に日照不足となり、農家の皆さんは作柄を大変心配しておられます。早く平常な天候になることを祈るしかありません。私事ですが、広島の死者の中に昔の同業者の仲間、62歳男性夫婦が亡くなっておられます。また、家屋半壊された国のOBの方がおられました。災害は忘れたころにやってくる。我々も常に防災意識が必要と痛感しております。きのうは防災訓練がありました。年々同じようなことをやっているわけですが、やはり参加者がだんだんと高齢化しているとか減っていることにちょっと危惧するところがございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1番目、前回も質問しておりましたが、出町～野口間の道路拡幅についての1つであります。1番目、野口のところに、交差点のところ左側、豊郷側の方ですが、民間が造成工事をしておりますが、その辺のところで道路拡幅との関係がどうなっているか、湖東振興局等の見解をお聞かせください。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 敏満寺～野口線の工区でございますが、野口付近の工区でございますが、以前も答弁させていただきましたとおり、民間の開発が進められております。それによる動向によるものと思われております。また、県道の用地については、もう開発工事に伴いまして確保した模様でございます。開発許可については、近々出るということも伺っておりまして、区域確定も終わっているのです、着工を進められると、今後道路についても同時に進められるので

はないかというような見解を、求めております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 着々と進行することと思われまますので、期待したいと思います。

次に、出町の交差点の拡幅工事が進まない理由は何かということなんですが、問題点はいろいろあるかと思うんですけど、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 6月のときにもご質問がございましたが、問題という点では、今のところないということで、遅れていたのが現状ですので、平成26年度に民民および官民の復元測量を実施する予定です。用地補償算定にも今後入っていくということで、この夏、8月の終わりぐらいに、コンサル発注がちょうど終わったところでございます。今後、作業に入ってくるだろうということでございます。あと、用地買収、補償契約がうまくいくと、今年度中、遅くとも来年度には結べるように進めたいと言っていました。工事もできれば早いこと入りたいということで、早くて来年、遅くとも再来年には着工ができるのではないかというような見込みでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今はいろいろなコンサル設計とかその辺が入っているようですが、用地買収が確定していないということです。その辺でちょっとお聞きしたいんですが、町長に以前聞いたことがあるんですが、持ち主の1人が、今、河瀬に向かって左手側交差点から西の、あそこの垣根ができているところと道路の間、1メートル弱のところですが、ちょっと大阪だったか堺だったか忘れたんですが、その方がお持ちになって売却を拒んでおられるのだという話を聞いております。そこで、関西広域連合という組織ができていますので、その辺でそういうつてを伝えて、売却に応じていただけるような交渉事ができないかと。知事同士の話とかそういう大げさな話をするのではなくして、県会議員さんが滋賀県から4人出ておられます。広域連合の毎月何か会議をやっておられるようですから、それだけのある程度皆さん連絡網はお持ちだと思うので、そういう人から通じてでも応援していただくとか、やっぱりその辺のところをやっていただくようなことを、湖東振興局にお願いしていただいたら一層早くなるんじゃないかと思います。折角の組織ができていますから、そういうところも有効に利用していけばいいかと思っておりますので、その辺のところよろしくお願ひします。

それでなかったら、強制執行とか何かそういう方法もあるんですけど、その辺のところひとつお願いしておきます。

次の質問に入らせていただきます。

医療費請求のことをございます。問題発生は1番目のところで挙げていますが、これは全協でも聞かせていただいております。この間の濱野議員の質問とかでもいろいろ出ておりました。その辺のところでは詳しい説明を何回も求めてもいかんですから、飛ばしていきたいと思っております。

その中で、何が起因しているかという2番目の項なんです、その辺のところを。捺印の件に関しましては、担当者としては善意で、あるいは代行業務というような安易にやってしまったことだと思うが、その辺のところはひとつどうなのかなということをお聞きしたい。

それから、被保険者さんがなぜ苦情を言われているのか。その辺のところを克明な報告をしていただきたいと思いますと思うんですが、よろしくお願ひします。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 済みません、この件につきましては、担当者は事務がずっとできていなかったということが大きな原因でございますけれども、そのことについて、私が直属の上司でございます、把握できていなくて、指示ができていなかったということが大きな原因かなと思っております。それで、担当者は、すぐにしなければならないということで捺印をしてしまったということで、それも善意で、早くしなければならない、時効が来るということでしてしまつた。そのもとはやはりできていなかったということが大きな問題でございますので、それが原因であるかと思ひます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そういうことだということだと思ひます。

それと、次の、以前はどのようにしていたのですかということなんです、全協ではそういうことはないという返事だったんですが、NHKのテレビのニュースのインターネットで何か見ていると、「印鑑50本を駆使し」というような云々で、インターネットに出ていましたけど、駆使ということまで言われているということは、以前にはなかったというようなことでもなさそうだなという気がするんですが、その辺のところは、以前というのは何年前を指しているのか、4年前を指しているのか、10年前かというような問題もあるわけですけど、この間のお返事で間違いないですか。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 私が知っている範囲でございます、その件しかございません。以前にどのように処理していたのかということでございますけれども、診療があつてから2か月後にレセプトのデータが来ますので、それで高額があれば請求をしていたということで、23年以前につきましてはほぼできていたということを確認しております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 医療費請求はそういうことだとは思いますが、ほかのいろいろな実務があるかと思えます。きのうあたりも何か還付請求の関係が全国で報道されたり何かしていますし、その辺のところではいろいろな話があるんじゃないかということは思えますので、今、課長が言われたのは、あくまで医療費請求の件だけだと。それ全体をやっぱり見ていただきたいと思います。

1つに、書類作成の中で、やはり住民さんの方が書類作成するのがわからない、面倒だということをお願いをされるというようなケースもようけあるかと思えます。その辺で、いろいろなケースであると、私はもう思っています。その辺のところではやってあげるとは当然だとは思いますが、その印鑑業務というのは、やはり絶対基本的な問題です。その辺は後でも出しますが、やってはならないことというのはもう肝に銘じていかないかんと思えます。

それと、担当者不足というのは、この間の返事で全協のときの返事で「ない」ということだったんですが、その辺は今後の課題だとは思いますが、その次の担当者能力を上司が把握していたのかという問題です。明らかに3人担当がおられたと、3年間か4年間の間に。そのうちの1人が握りつぶしていたことが本当の原因じゃないかと思えますが、私の理解が間違っているかどうか、その辺のところをお聞かせください。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 済みません、この担当者の能力ということについてでございますが、上司が事務内容を十分把握できていなくて、やはりこのような状況になったのは、上司の責任でいろいろな的確な指示ができていなかったということで大変反省しておりますので、上司の責任であると思っております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 上司の責任を感じられるのは当然かとは思いますが、それより先に、本人自身が握りつぶしていたからこれがもう出たことだと思えます。そこら辺をやはりもうちょっと考えていかないかんと違うかなと。私はその握りつぶす、遅れていた、見せなかった、見られなかった。上司がわからなかったということは、上司の方の話をするわけじゃないですが、担当者自身がこういうことの業務にはたけていないという発想も1つ持たないかんと違うかなと思えます。その点、その人がどんな能力が一番たけているのかというようなことを出して、職場を異動させる、課を異動させるとか、そういうことも今後検討していかないかんじゃないかと思えます。それはお願いしておきます。

それから、6月の議会でも出ておりました。懲戒審査会を設置したかということをお聞きしたいんですが、そのお答えと同時に、懲戒規定のない市町は近隣ではあるのかどうか、併せてお聞きします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 まだ設置はできていません。近々設置ということで、今、中身について詰めているところで、できれば9月中には設置していきたいと考えています。審査会、近隣では大概整備はできているという状況です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 早急な設置をお願いしておきます。今言われた、9月末ですか、その辺のところひとつお願いしておきます。近隣ではないということですので、やはり早く設置して方がいいと思います。これに関しましては、公務員の自覚を促すと同時に、1つにたがが緩んでいるんじゃないかというようなことも思いますので、全職員のためにも早急な設置をやってほしいと思います。

それから、次の方へ入っていききたいと思います。有印私文書偽造ということは、私もあちこちの方に聞きました。大小を兼ねずやってはならないことで、処分としては懲戒解雇が普通だろうというような話をされておりました。今回の事案に関しましては、処分が下されていますので追及をするつもりはありませんが、やはりこのことが懲戒解雇にあたるかどうかということの見解をお聞きします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 役場としましてもその辺はどうなのかということがありましたので、弁護士の先生にもちょっと確認をさせていただきました。相手方の方にとっては十分な説明ではないという話を伺っているんですけど、役場の方としては一応相手の奥さんであったとしても、当家の方に連絡をしているということをつまえると、これは私文書偽造には当たらないであろうという指導を受けましたので、それをもとに懲戒処分で減給という処分をさせていただきました。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 通常で考えれば解雇だという取り方でよろしいですか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 全く連絡もせずに、無断で書類をつくると、そういうことに当たると思います。今回の場合は、その辺が少し、微妙という言い方も変ですけども、そこは一応連絡を入れているということですので、そこには当たらないということです。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 わかりました。懲戒審査会を早く設置すれば、本当に上司や町長のためにもなるかと思しますのでやっていただきたいと思しますし、もう一つお聞かせください。先ほどちょっと印鑑50本ということを知ったんですが、処分をしたということをおっしゃいましたが、どういう処分をされたか、処分方法を教えていただきたいと思します。

- 建部議長 総務課長。
- 中川総務課長 大体プラスチックですので、削って普通に廃棄です。
- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 わかりました。8番目の140万円弱、百三十九万何がしだったと思うんですが、その件に関しましてどのような措置をとるのかということなんですが、穴埋めをどうしていくのか、その辺をひとつお聞かせください。
- 建部議長 総務課長。
- 中川総務課長 全協でも若干ご説明させていただいたんですが、おっしゃるとおり、懲戒処分と損害を与えたということは、基本的には違うでないかということはもちろん理解をしております。その上で、懲戒処分ということで10%の給料減額、併せて勤勉手当の60%カット、それから昇給に関しては、今後の対応になるんですけれど、昇給の停止とかも含めて処分を行うということは今考えておりますので、当然そうなってきましたと、生涯賃金であるとか退職金であるとかいうことに相当な影響がでてくるということもふまえて、今回の場合は、懲戒処分をもって厳罰を与えたということでご理解をいただけたらと思っております。
- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 懲戒処分等の罰金で済ませて、その後残りが何ぼ残るのか知りませんが、そこら辺はどのようなやり方で埋めるのかということです。私の聞いているのは。そこで、皆さんご存じだと思うんですが、草津で生活保護費350万円、担当職員のミスによって自腹で支給したというようなことが言われていまして、自腹で支給しようが速やかに処分したいという役所側のことであったんですが、穴埋めのその話と、その後の草津の方の処分のことは何か確認されているかどうか、わかっていたらお聞かせください。
- 建部議長 総務課長。
- 中川総務課長 草津の件については、詳しくは確認しておりません。
- 西川議員 穴埋めは。
- 中川総務課長 今のところは考えておりません。処分によって金額をここで申し上げるのはあれなんですけれど、相当な額の処分になります。将来にわたりますと、それを超えていくというようなこともふまえて、今回はそのあたりでお願いしたいと考えています。
- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 それがそしたらつろくするような金額になるのだという理解はしたいと思うんですが、ちょっとそこまではいかないのじゃないかというような私は想像をするんですが、そのときの差額、残り5万円か10万円か知りませんが、残ったとして。そのときは、そのものは決算上にはどのような形であらわ

れてくるんですか。それとも、もう請求していないのだから決算にもあらわれないということなんですか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 決算の数字は今と変わりません。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そしたら、もうそのまま滑っていくのだと。横滑りの感じだという形のように思います。

それから、次の9番目、関係者の処分についてお伺いしますが、処分内容を書面でとお願いしておったんですが、出していただけますか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 処分内容については、公表することはできません。一応そういう規定がありませんので、できない。それも併せて、それはやっぱりいいことではないと私は思っております。ですので、今回、懲戒審査会を整理するのに併せて、その辺の公開規定であるとかも含めて、今検討しているところで、今回の処分につきましては、甲良町の職員の懲戒手続及び効果に関する条例というのがございまして、懲戒処分の規定です。そこに基づくことと、それから人事院の方から懲戒処分についての指針が出されておりました、それをふまえて今回の処分ということにさせていただいております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今度の懲戒審査規定の中でいろいろと考えるということのようです。

それでは、次に最後の10番目ですが、誰がどう責任をとるのかというようなことなんですが、責任問題は後々またいろいろな人が質問をされるかと思うんですけど、委員会でもあるかと思いますが、1つは問題点は、今後の防止策、再発防止策をもうつくってあるのかどうか。あればどのようなことになっているのか、お聞かせください。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 具体的にこうするということはおくっておりません。それをつくっていく予定ですが、まず事務の引き継ぎがうまくできていないというのは1つの要因があると思いますので、事務引き継ぎについては、役場の場合は今は書式がきちっと定められていないのはありますので、その辺は項目立ててということ、整理しやすい書式をつくることで、1つは改善の一步にはなるかというのは思っていますし、9月、もうこれで半年、26年度の半年が過ぎましたので、先日の課長会で前任者と引き継いだ者が、引き継ぎ書の内容を再度今回確認して、事務がスムーズにいつているか、漏れがないかということの確認をしろという指示を出したところとさせていただきます。併せて、今後は、特に9月は補正の時期でもありますので、予算の執行状況を確認するとともに、その

段階で事務の漏れがないかということ、補正予算の聞き取りのタイミングに合わせて、各課のヒアリングを行うということを考えております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 引き継ぎに関してのところは大変重要なことだと思います。我々の民間の世界でも、転勤したり何かするときには必ず引き継ぎ事項で書面交換して、その辺のところは判こを交わしていると。この間の大臣引き継ぎのときも、いろいろありました。やらない人もおりましたけど、形式的なものだとか言っていましたけど、やはり形式的なことであっても、その判この持つ意味を重きを置かなあかんと思いますので、その辺のところを設置し、早急に中身を精査していただきたい。これはお願いしておきます。

次に、3番目の消費税増税対策給付金についてお聞きします。臨時福祉給付金、それから子育て世帯臨時特例給付金等の支給対象者、その辺はもう今は手続を全部済まされているのか、人数とその辺のところをお聞かせください。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 臨時福祉給付金の対象者ということで、平成26年1月1日を基準として、申請の案内対象者は1,658名の方です。申請は8月1日から11月4日までの3カ月間ということで、8月末現在で849名の申請がございました。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 子育て世帯臨時特例給付金の対象者でございますけれども、751人でございます。ほぼ申請が済んでおります。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今、8月末現在で、臨時の方が半数ぐらいです。その辺のところ、やはりもう少し、今度は役所の方が親切な対応が必要かと思っておりますのでその辺よろしく願いしたいと思っております。

次に、休日割り増しのところでございますが、ちょっと前にも聞いているんですけど、もう一度再確認の意味で質問をさせていただきます。せせらぎ等のイベントに出勤した職員のうちで、代休をとっているという話が出ていたのですが、その辺のところの中身を教えてくださいませんか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 せせらぎという話が出ましたが、せせらぎに限らずですけど、休日出勤をしたという場合ですが、25年度の報告になりますけれども、全職員が25年度は111名おまして、そのうち67人がいわゆる時間外であるとかいう対象になるということです。代休は全て取得しているという状況です。済みません、甲良町役場は1年間代休をとれるという規定がありまして、去年の9月ですと今年の9月までの間にとればよいということがあるので、まだと

っていない人もいますけれど、今までの状況を見ていますと、代休はとっていているという状況です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そこで、割り増し賃金そのものは、ちょっとあのときに聞いたのはうろ覚えなんですけど、せせらぎのイベントに限ってか何かの問題で、割り増し賃金を何%か払うとか払わないとかいうことを聞いたんですが、その辺のところをもう一度お聞かせください。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 せせらぎで割り増しを払う払わん、そんなことはありません。いいですか。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 代休をとっても払っているという理解でよろしいですね。ちょっと心配したことがそれが1つです。それと、ここで先ほどの問題に、住民課の方の話に戻るんですが、その3人ほどの担当者の方がいらっしゃったんですが、その方たちも出勤なされていたのかどうか、わかっていますか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 それは、もちろん必要な人数、もうそれは別に区別することなく、当然のことです。ただ、例えば何月何日のイベントには来られないけどこっちは行っているとか、だからそういうことで区別しているとかそんなことはありません。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 出たらあかんと私も言えませんが、そして代休をおとりになっているという形になってくると、そういうところへ出てきて疲れて、今度は本来の実務に影響する可能性だってあるわけですから、その辺のところの配慮も必要になってくるんじゃないかなとも思いますので、職務内容の多さ、少なさとかその辺のところまで考えた形でやっていかないと、代休をとらせているからいいのだというのではなくて、本来の職務はほったらかしになっているという理解もできないわけではないですから、その辺のところを考えていただきたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 休日出勤については、基本的には強制はしておりません。どうしても人数が足りない場合はお頼みする場合がありますけれど、都合が悪い場合はもう休んでもらっていいということを言っていますので、その辺は臨機応変にできているかとは思っております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 それで、その方は代休もとっておられるということでよろしいです

ね。

じゃ、次に行きます。エネルギーの問題ですが、避難所への再生エネルギーの設備についての補助の問題ですが、この辺甲良町は何か利用されてやられたところがあるか、それとも今後申請しようとしているところがあるか、お聞かせください。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 この避難所というのは、字の避難所の。

○西川議員 広域の避難所という理解でいいです。

○中川総務課長 広域避難所では、今のところは特にしておりません。ただ、今度、防災センターについてはその辺はしっかりとやっていきたいとは思っております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今、国の施策であるかと思うんですが、助成資金云々で、都道府県、政令市が事業計画をつくり、公共施設への設備を進めるとともにというような云々の文言が入っているんですが、全額国の補助でやるというようなことも言われています。民間は3分の1というようなことなんですが、その辺のところ、まだ滋賀県は何か余っているようなことも書いていますので、その辺のところを一辺お調べになって、そういうものがもらえる間にももらった方がいいんじゃないかと思います。甲良町役場の上にも、この間言っていた発電エネルギーで、そういう防災に絡むような形の予算づけをすればもらえるんじゃないかと思いますので、その辺を調べていただきたいと思います。答弁は結構です。

次に、最後の項に入らせていただきます。行政が告発されたという云々のところでございますが、濱野議員も質問をされました。町長は濱野議員の質問に対して、「不起訴はシロ」とはっきりと明言されました。再度聞きたいと思いますが、間違いありませんかということと同時に、謝罪の場を設けることはすると明言されました。重ねてお伺いしたいと思います。私はこの町長の決断を正直に受けたいと思いますし、もう一つの方の盗水問題もあります。不起訴不当、請求せよと要請されたようなこともあります。この事件も併せてお答えいただきたいと思います。そして、町民への正確な報告はいつどのような方法でされるか、お聞かせください。

以上4件、お答えいただきたいと思います。

○建部議長 町長。

○北川町長 今の西川議員の質問ですが、金曜日に濱野議員にもお答えをしておりますとおりでございまして、あと町民への皆さん、関係者の皆さん、町民というか関係者の皆さんに謝罪をさせていただくというそういう場合は、関係者の方と一度相談をさせていただいて、調整をさせていただくということでご理解

をいただきたいと思います。

したがいまして、この件等、また盗水の件については、今、公判の部分もございまして、この件についてはもう少しお答えの方はちょっと差し控えさせていただきます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 町民へ、これは私も全協のときにも申し上げたんですが、防災無線や広報を通して町長は報告するという事をおっしゃっていましたので、どういう方法でされるか、広報でやるのか、防災無線を使ってやるのかということ、ひとつ、もう一度お聞きします。

○建部議長 町長。

○北川町長 これも関係者の皆さんと一度調整をさせていただいて、最終的に判断をしたいというように思います。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 私が思っていますのは、早く終結させないかんということをおっしゃいますので、いつまでもだらだらと引きずっているとろくなことはないと思いますので、その辺のところは善処していただくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、次の2番目の、公費を使っているわけですが、使って最終的に不起訴となるということですが、その辺のところ、被告人とされた方にどう責任をとるのか。それと、名誉棄損やその期間中の損失補てん、家族の方にどういふふうな責任を行政としてとるのかということ。その辺を思うと同時に、弁護士費用云々が何回か問題になるんですが、訴訟費用がどれだけかかったのかということ、一度正確なお答えをいただきたい。この間の濱野議員の質問にもあつたなかつたとかゼロですとかいふ話もありました。事の発生から今までの不起訴の判決が出る、判例というか返されるまでの弁護士費用、その辺のところ。今日でなくても結構です。今は何も用意されていないでしょうから。その辺のところをお示しいたきたい。

○建部議長 町長。

○北川町長 私が企画の方から聞いている話では、顧問弁護士さんには年間の顧問料をお支払いをさせていただいております。したがいまして、今までのいろいろな弁護士費用がかかる中で、この件に関しては、顧問料の範囲内で全てが終わっているように聞いています。したがって、特別にそれに対してお支払いをするということはないように思っています。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 それでしたら、顧問料云々も大体それでもほとんどそんな事件はなかったわけで、何件かあつたとは聞いていますけど、その顧問料そのものもや

はりその方の中に入っているのだという理解をされてしまいますし、それと議会の方なんかも弁護士費用を使っていますので、行政の支出の中でその辺がわかると思っていますので、その辺は後で結構ですから教えていただきたい。

それと、被告となられた、当事者をいわゆる犯罪人扱いしたわけですから、その辺のところでのその事の責任は大きいと私は思っております。その辺が町長がおっしゃったのは、関係者と一度話がしたいということのようですが、行政としての責任はついて回ると私は思っておりますので、その辺のところ、こういうことがどういうふうにお考えになっているかということ、私はやられた側は相当悔しい思いをされていると思っておりますので、その辺のところの見解がありましたらお答えいただきたいと思っております。

○建部議長 町長。

○北川町長 この件に関しましては、当初私がみずから町のトップとして告発するというようなことは一言も言っていませんし、考えてもおりませんでした。ただ、議会の百条委員会が12回の会議を持たれた結果、百条委員会ではできないということで、議会の方から全会一致で告発をせよという要請をいただいたことによって、それを拒否はできませんので、それに基づいて告発をさせていただいたということでございます。ただ、西川議員がおっしゃるように、告発をした以上、甲良町という名前を使っていますので、その分については大変皆さんにもご迷惑をかけたということは考えております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 いわゆる謝罪の、損失補填とかいろいろな問題が発生してくると思っておりますので、その辺は善処していただきたいと思っております。

3番目の話はちょっと深く入るつもりはないんですが、私も調べてみたけどなかなかそういう見方では出てきませんでした。その辺のところ、いろいろな人に聞いてもなかなか出てこなかったんですが、行政が告訴、告発して連敗というようなことは、やはりないと思うんです。行政がやるということは異例中の異例だというように私は理解していますので、今後はこういうことはきちっと調べ直して精査してやっていく必要が、後でも言いますが、必要があるんじゃないかと思っております。行政の方でこういう例があったということがわかっていたらお聞かせください。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 私もその辺よく調べてみたんですけどなかなかわかりませんでしたので、顧問弁護士の先生に確認をさせていただきました。どのような状況なのかと。明確な数字ではないんですけど、まれなケースではないと。全国には幾つものこういう例はあるというお答えをお聞きしました。そやからええのかという問題ではないんですけど、弁護士先生にそういうことを確認した

らそういう返事でしたという報告です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 こういうケースはやはり異例中の異例やと私は思いますので、相当、今後からやるようなときは覚悟してやっていただきたいと思います。

次に、4番目のところですが、先ほど町長もおっしゃいましたが、議会からの要請であったということなんですが、要請があったから右から左というような話ではやっぱりいけないと思います。行政は行政なりに、内容を慎重に審査、審議して、告発、告訴する必要があったと思います。そして、その辺が今後の課題でもあろうかとも思いますし、不起訴で戻ったんですから、もうそろそろ訴状2件の開示をしていただけないのではないかと。町長は盗水の方はまだだというようなことをおっしゃっていますので、官製談合の方の1件でもいいですから、情報開示をしていただけないか、提出していただけないかと思います。

それは何でかというのと、談合問題については百条委員会で作成した報告書が裁判所に出されたと同時に、何人かの陳述書が添えられたとも聞いております。私はわからない。議員の中で我々は知らされなかったということは事実ですし、一部議員は承知していたようですが、またそれをもとにビラ宣伝し、町民の人心を惑わせた。その責任や甲良町の名前を辱しめたことは、挽回するには相当な時間がかかると思います。また、町長が「シロ」と明言されましたので、併せて聞きます。

行政の責任が当然発生してくると思います。報告書の中に明記してある中身を再度精査していただきたいと思います。明らかに偽証があります。本当の話なら、これが本当の話なら「クロ」と出たと思いますし、濱野議員も明確に否定されていました。この責任は行政としてしっかりと受けとめ、関係者の処分をやらねばならないかと思いますが、問います。

盗水についてですが、先ほど町長は「まだ待ってくれ」ということですので、あれしますが、それも不起訴で返っていますので、その辺のところがあるんですけど、一個人を告発するというようなことは、やはりあのときの内容は私は覚えていますが、議員辞職されました。されて、選挙の間だったと思うんですが、私は行政が一個人を告発したのだというような理解でおります。こうすると、町民いじめになるわけです。こういうことをやるということ自身が、もう相当な覚悟を持っておやりになったのだと、確信を持っておやりになったのだと私は思いますし、その辺のところの問題になってくると。それと、私自身議会でも質問をさせていただきました。これはやった人が一番悪いんじゃないのかということですが、施工した人が。お父さんと丸山プロパンというような名前が出ていましたですけど、その辺のところ、山田氏や家族の方に謝罪が必要だと私自身は思っておりますし、町民にも報告していただきたい。これは後

の話というようなことで結構ですが。

それと、こういう一連のことを眺めていますと、町長にいろいろなことを進言されてくる方がおられるかと思うんですが、やはり偏ったやり方だけではなくて、そういう人はかわいいかもわかりませんが、そのようなブレーンもええ加減に変える必要があるんじゃないかと思います。

最後に、「不起訴はシロ」と明言されたのですから、私はよく決断されたと思います。あとは町長自身の出处進退をお答えください。

以上、5件ほど質問、4件ほど質問しましたけど、ひとつお願いします。

○建部議長 町長。

○北川町長 私は出处進退についてどうのこうのということを答えるつもりはございません。私は町民のために精いっぱい頑張っているというように思っております。そういう意味では、この5年、まだ5年になりませんが、一生懸命やってきましたし、今後もしっかりとやっていきたいと思っております。

それから、もう1点、先ほど捜査の内容とか審理の内容というものは、私どもには一切入ってきません。結果だけが弁護士さんを通じて連絡、あるいは書類が、例えば起訴やとか不起訴やとか、そういうものが来るだけです。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 裁判にもならずに戻ってきたということなんですが、そこで行政としては戻ってきた中身をもう一度精査しなあかんやろうと思います。やはり我々に、先ほどもビラ宣伝したと言いましたけど、偽証があったから確信を持って出された。いわゆる偽証でない。これが本当のことだということを出されたわけですけど、これが私はなぜ返ってきたかということに関して、私の想像の域ですが、その辺の一度目に言った話と2度目に言っている話が全く違ったというような話とか、その辺のところもありますから、行政の人がそういう発言をされているということに関しては、やはり中身をもう一度精査されて、どういうところがこれは間違っていたのだと。不起訴で返ってきたからそれでしまいだというような話ではないかと思っておりますので、これだけ2年も3年も騒がしていて、その辺のところをやはりもう一度精査されて、関係者の処分というのも私は必要になってくると理解していますので、その辺のところをお答えいただきたいと思っております。

○建部議長 町長。

○北川町長 不正取水の告訴の中身、そのこと。

○西川議員 官製談合の方のことで聞いています。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 裁判所に提出される中に百条委員会の資料とかそういうものも当然出されているのだと思っておりますし、陳述書も入っているのだと思っております。その辺

のところを、控えは町は持っているはずですから、その中身を一度調べていただいて、何で不起訴になったのやということを、返ってきて「あれは不起訴や」と言って、それだけの話ですわと。弁護士だけが知っていますという話なんです、やはり行政としては絶対に調べ直さないかん話だと私は思います。その辺のところをやっていただきたいということです。

○建部議長 町長。

○北川町長 告訴をするにあたっては、当然、資料提出を全てしておりますので、その分、再度、一度見させていただくというようにさせていただきます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そこら辺が一番の問題であったと私は理解します。これぐらいの分厚い本であったんですが、私も読ませていただきましたけど、どう考えてもおかしいなというようなことがありました。その辺を再度聞いていただいて。それと、今度、関係者とお会いになるということのようですから、中身はこうだというような話もされるかと思いますが、その辺のところではいろいろな問題がわかってくるのだろうと思いますし、その辺、行政として、町長にやれと言ったわけじゃないです。やはり行政として、この辺の中身をもう一度みんなが調べてやっていかないかん問題だと思います。

それと、町長自身が出処進退を明らかにしない、されないという話は、行政が、議会がやれと言うからやったのだという話は、1つの論法かと思いますが、もう一つの盗水問題の方のけりがどうつくかによって、また併せて質問させていただきます。その辺のところを含みを残しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○建部議長 町長。

○北川町長 ただ、今回の告発については、中身の精査と言われましたも、私は警察の捜査員でもないし、そして検事でもないし、裁判官でもありませんので、中身のことを私がどうのこうのというて決めつけることもできません。これは最終的には検察の判断がきちっとされていたということの理解をするということとはさせていただいても、中身を私がああやったこうやったと、間違いやとか正しいとか、そういうことを言える立場ではないということをご理解いただきたいと思います。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 町長がおっしゃるのはそれだと思うんですが、申請するにあたっては行政の人もちちゃんと手伝われているわけですね。その辺のところを私は言っているのであって、やっぱり出てきたものを右から左の方へ持っていくのなら子どもでもできるんですから、その辺のところを私は指摘させていただいているわけです。その辺を調べて、やっぱりこの辺がおかしいのかなと、こういう

ことは言うてええか悪いか、行政の職員として、公務員としてこのようなことをやっていいのかというようなこととか、やはりいろいろな問題があります。その辺をふまえた中で調べていただきたいというのは私の言い分ですのでよろしくお願ひします。わかりましたか。

○北川町長 先ほど言いました。

○西川議員 それでは、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○建部議長 西川議員の一般質問が終わりました。

次に、6番 丸山光雄議員の一般質問を許します。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 安全・安心のまちづくりのために。甲良町内で交差点など危険箇所を調査していますか。また、何カ所ぐらいありますか。担当課長。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 金曜日に山田議員からも似たような質問がございました。字からの要望を受け付けまして、全ての確認をさせてもらっている。三、四十件ありますけれど、そのうち交差点に関するものは二、三十カ所、毎年あります。一応全てを確認させていただいて、もちろん継続して必要なものは警察への要望をしているものもありますし、予算の範囲内でできるところは、停止線であるとかいう対処はしているという状況です。確実に何件というのは、大体そのぐらいという認識はしています。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 危険箇所として二、三十カ所というのは結構あるのかと思ひました。できるだけそういう場所を改善していただきたい。

町民からの要望で、ぜひとも緊急に改善をしなければならないところがあります。私たちが直接町民から要望を聞いているのは、今のところ2カ所あります。その1つは長寺西で、地図に示した場所です。わかりますか、地図。それと、下之郷と2カ所です。それぞれの個別の対応が要るかと思ひますが、どんな対策を考えられますか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっと今、私も全部覚えていないのであれですけど、この地図を見せてもらいますと、おっしゃるように、ここは停止線はあります。下之郷の方は。おっしゃっているのは草が茂って見にくいという、見通しが悪いということですか。

○丸山光雄議員 はい。

○中川総務課長 ちょっとこれはここは中学校になるの。

○丸山光雄議員 そうです。

○中川総務課長 中学校になるんですね。ちょっと学校の方に確認させていただ

いて、対応していきたいと思います。

それから、寺本さんのところについては、これはミラーがないんですか。

○丸山光雄議員 あります。

○中川総務課長 あるんですか。ちょっとここは今ははっきり覚えていないので、どんなと言われると今お答えはできないんですけど。必要であれば現場確認させていただいて、警察協議が要る場合もありますし、町だけでできる場合もありますので、対応を考えていきたいと思います。いつできるかというのはちょっとあれですけど。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 今、地図で示したところは、3日ほど前に視察に行っているところを見てきました。そうすると、まず中学校のところの下之郷の交差点、ここはあの交差点からこっち側から、南側から、いや北側から南に向いて行くところでいったん停止します。真ん中でとまると、よく見ると何とか見えるんです。左に曲がる場合に、大体車というのは左側に寄ると思うんです。すると一方は見えるけれども一方は見えにくい。右へ曲がる人は右の方へ寄ると思うので、これも一方は見やすいけど一方は見ぬくいと、こういった感じですか。1つのミラーなんです。2つじゃなしに。そういう点でも改善する必要があるかなという感じもします。

それから、長寺西の方ですけども、そこは草が生い茂っていて、地主さんが今年は夏に草を刈ったので、今はそんなに伸びていないんですけど、それでも、今でも左の方は、車の座席が低い車では見にくい、そういうところですか。

次のに行きます。

長寺の交差点の場合は、以前長寺の区からも要望が出されたことがあったと思うが、その時の経過はどうだったのか、お聞かせください。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 長寺の、今のとはまた別ですか。

○丸山光雄議員 長寺の、私がちょうど役員をしていたときに、区長をしていたときに、要望は出したと思うんです。そのときの経過はどうだったのか、町はどのようなふうに把握していたのかと。要望してできなかった経過です。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 要望を幾つか出していただいた、その結果が返ってきていないという意味ですか。

○建部議長 丸山光雄議員、今の箇所じゃない部分を言っているんですか。

○丸山光雄議員 いえいえそこです。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 今、これ、もらった場所のことですね。

- 丸山光雄議員　そうです。
- 中川総務課長　済みません、ちょっと今、手持ちの資料がないので、すぐ調べて返事をさせていただきます。それはいつごろでしたか、申しわけないんですけど。
- 丸山光雄議員　多分私が区長をしていた21年度です。
- 中川総務課長　21年度ですか。ちょっと調べさせてもらえますか。すぐに出せるかどうかわかりませんが、3年前のまでは一応ちょっと持っているんですけども、21年度のが資料がないので、調べてまた返事をさせていただきます。
- 建部議長　丸山光雄議員。
- 丸山光雄議員　それで結構です。この改善、今回、町がはっきりと交差点を改良することに気持ちがあり、示すならば、地主さんは協力する用意があると言っておられますので、町の方からもきちんとした対応をすべきと思いますので、いかがですか、担当課長。
- 建部議長　町長。
- 北川町長　丸山議員が言っておられるのはT字路の交差点の話ですね。
- 丸山光雄議員　そうです。
- 北川町長　あそこは交差点としてはしっかりアールというか、バチもとって、交差点改良が前にもう既にできています。ただ、今おっしゃるその地主さんが、草ぼうぼうなんです、毎年夏になると。これは私どもが責任があるとかじゃなしに、土地を持っている所有者の人がしっかりとそういうところを草刈りをしてもらわないと、我々が個人の宅地に勝手に入って行って草刈りをするということではできません、これは。だから、行政として言えることは、区の役員さんも含めて、隣が区長さんですから、区長さんからも言っていたくなりしていただいて、その土地の所有者に草を刈ってくださいというお願いをする以上のことは申し上げられないと思うんです。毎年私も通りますので、見にくいことは私もわかっています。わかっていますが、たまには刈っていますが、ほとんどほったらかし。これはもう地主さんに協力してもらわないといけないので、役員さんを通じてそれはお願いしていただきたいと思います。
- 建部議長　丸山光雄議員。
- 丸山光雄議員　今言ったとおりなんですけど、そのとおりなんですけど、というのはもう一つ抜けているのは、この場所は草むらでごみが非常に多く捨てられる。近所も困っているということです。それで、ひどいときには猫の死骸があったということも聞いています。それから、確認したんですけども、空き缶をポイと草むらにほって走っていく車もあったということで、ごみを捨てるのは、必ずしも長寺地区の人とは限らない。通勤者の人もありますし、いろいろ通

りかかった人もいると思うんです。そういう点で、改善してほしいという要望を強く求められましたので、今言ったように、地主さんが、改善をするなら協力する用意があるということです、この改善をできたらしてほしい。

○建部議長 町長。

○北川町長 交差点の改良工事はもうとっくの昔に終わっています。あそこはバチがついています。したがって道路幅もしっかりとっていますので、改良することはないんです。ただ、先ほども言いましたように、土地を持っておられる所有者の方が、自主的に見通しが悪いから草刈りをしていただくということが非常に第一条件ですので、そのことについては、できるだけ区の区長さん、役員さん、そして町会議員のそういう方々から進言をしていただいて、そして「見やすい交差点になるように草刈りをお願いします」というように言っていただくのが一番望ましいのではないかなと私は思います。

○建部議長 丸山光雄議員。この質問はこれで最後に。

○丸山光雄議員 やっぱり、今の言うとおりになんですけど、要は近所迷惑なんです。ここにごみを捨てられるということは。ですから町民からの要望なんです、改善してくれという。そういう意味で改善しなければならない場所だと思うんです。そういう点を考慮して考えてみてください。

○建部議長 次へ進んでください。

○丸山光雄議員 子どもが安心して遊べる対策を。甲良町内の各字を見てみると、遊具がなかったり、児童公園そのものがないなど、各字によって大きな差があるように思うが、町全体的なバランスが図られるための行政の役割はどんなことが重要だと考えていますか。

○建部議長 人権課長。

○陌間人権課長 公園についてでございますが、町全体の公園としましては甲良町運動公園がございまして、この公園につきましては町管理で行っておる公園でございます。また、各字には、大小、また遊具の設置状況、それぞれ違いはありますが、創意工夫されて設置されて、また維持管理されております。今現在、特に各集落、それらの集落から公園、遊具等の要望は出ておりませんし、今現在は全体的なバランスは図られていると思います。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 町から見て図られていると言われるとあれだけれども、決してそうは見えないけど。長寺西地区には児童公園がありません。若い2人のお母さんから私ところに寄せられた要望で、ぜひ公園をつくってほしいということです。そもそも長寺西の児童公園がなくなった原因は、現在の長寺センターが設置されたからなんです。この場所は、もともと児童公園があった場所です。なくなった原因は、運動団体役員の土地転がしの疑惑が発覚し、町が計画した

田の買収がうまくいかなかったので、児童公園をつぶすことにしたということなんです。私がある区の方から聞いているのですが、長寺西の子どもがよその字のグラウンドに行って遊んだりして、困っているようです。これは長寺西地区に児童公園がないからではないのでしょうか。ですから、長寺西の区の役員さんと協議をして、実現させる責任が町にはあるのではないかと思います。どうですか。

○建部議長 人権課長。

○陌間人権課長 長寺センターの建設につきましては、当時地元の役員さんとも協議させていただいて、あそこに建設されたものと認識しています。また、今後の公園につきましては、金曜日に丸山恵二議員の質問にもありましたが、地元の役員さんと協議させていただきたいと思います。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 地元との協議をするということですので、できるだけ早く実現できるように頑張ってくださいと思います。

5日の一般質問の答弁で、児童公園の問題について、町が、神社などで遊んでいるので町としては考えないと言っていたが、子どもの健やかな成長のことを少しも考えていないのではないかと思います。私から見たら大変情けないと思うんです。先ほども言ったように、町の都合でもともとあった児童公園をなくしてしまったのだから、経過も含め町の実現をはっきりとさせ、設置できるように地元の役員さんと協議することが大事ではないかと思います。どうですか。

○建部議長 丸山光雄議員、今、答弁があったんですが、その辺で。

○丸山光雄議員 ぜひ実現できるようにお願いします。

3つ目、ごみ問題の解決のために。燃えるごみの年間を通じて週2回収集は、以前から私たちが要望してきた課題です。北川町長が2期目の町長選挙公約の中で、現行2カ月から4カ月にと発表され、当選された経緯があります。だから、実行するのは当たり前ではないのでしょうか。今年の実現はできなかったけど、来年には必ず燃えるごみの週2回収集を実現すべきではないのでしょうか。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 昨年度収集業者に2カ月増やしてもらうよう依頼をしたのでございますけれども、既に収集業者の平成26年度のシフトが組まれていたため実現できなかったということでございます。来年度週2回収集できるよう、検討したいと思っております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 ぜひとも実現していただきたいと思います。町長みずからも公約されたので、町長の気持ちをお聞かせ願います。

○建部議長 北川町長。

○北川町長 私も先の選挙で、今年はぜひとも週2回を4カ月、2カ月を4カ月ということで、選挙の公約の1つにも挙げさせていただきました。今、住民課長が申しあげましたように、早速そのことを実行するという意味で、業者の方に依頼をいたしました。住民課長が申しあげましたように、パッカー車のもう既にシフトが組んであるということで、今年は無理ですというように言われましたので、来年度週2回の収集が実現できるように、今からしっかりと取り組んでいきたいという思いです。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 わかりました。しっかりとやっていただきたいと思います。

盗水問題について。北川町長は、窃盗容疑で告発した山田壽一氏の不起訴決定が報道されたが、父親がやったからといって、本人の刑事責任が全く問われないというのは道理に合わないと思います。そこで、審査請求の申し立てをすべきと思うが、いかがですか。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 検察の方から証拠不十分であるということで不起訴となったのはご存じだと思います。刑事事件ということで、刑法もしくは刑事訴訟法上での扱いということで、検察の方からもこのように聞いています。検察が今回起訴した人物がいる以上、今回の申し立てについても困難と判断しておるものでございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 いろいろこれまでのいろいろなことがありましたことについて、私の思いを話していきたいと思います。昨年の町長選挙で北川町長が再選されました。盗水問題に対する北川町長の姿勢も、町民が大きく支持をしたことの1つとなっていたと、私はそのように思います。「不正は絶対許さない」とした町長の告訴が、町民の共感を受けたものと思う。併せて官製談合の重大な疑惑についても、刑事責任を問うべきだと、その当時考えていた北川町長の判断は非常に正しかったと私は確信を持っています。町が明るい、人口が増えるための不正がまかり通っては何もなりません。引き続き不正のない甲良町にするために努力していただきたい。私たちもそのために頑張りたいと思います。

以上、終わります。

○建部議長 丸山光雄議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。15分間。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時36分 再開)

○建部議長 再開いたします。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、早速、質問に入ります。

1つ目は、福祉医療制度における高額医療費相当額の代理請求問題についてであります。4日の全員協議会、5日の一般質問の質疑を聞いていて、今回の不祥事は担当者の怠慢は去ることながら、管理責任と業務全般のずさんさを示したものだと思わざるを得ません。たまたまのように見ているのは、深い教訓、反省がつかめないというように思います。

そこで、1つ目の質問であります。報道されたケースはどのような制度と手続の中で起きたのか、概略がわかりましたので、図解、つまり総務委員会やそれから全員協議会で示されたこの制度、それから代理請求の図解があります。その中で、医療費の2割を町が立てかえて払うのは、いつの時点で、何によって金額等が判明し、滋賀県国民健康保険団体連合会へ支払う具体的な手続はどうなるのかの説明をお願いします。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 今回の件につきましては、診療が行われてから2カ月後にレセプトが来まして請求が回ってきます。それで、連合会を通じてうちの方へ請求が来ますので、それによって2割分は連合会へ支払わせていただくということになっております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、そのレセプトごとに、会計室から、会計室を経てその手続を経て連合会へ支払われるということで、もちろん町のシステム、制度からいったら、担当課が直接払うということはありませんね。確認です。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 伝票を切って会計室から払うようになっております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、2つ目ですが、入院、通院で、高額医療費申請の対象と判明した時点から、このケースでは、必要な手続をなぜ怠っていたのか大変疑問に思いますし、素人目から見ても、そういう初歩的な事務的な事務管理自体ができていなかったのかというように思います。しかも、町発表によれば、時効になった件数が26件、それから時効前未処理が32件、合計38件も発生していますが、西川議員の答えにもございましたが、原因をどのように町として担当課として分析をしているのか、説明をお願いします。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 この件につきましては、先ほど西川議員に説明をさせていただいたとおり、担当者が事務ができていなかったというのは大きな問題でござい

ますけれども、そのことについて、そのことが私を含めて把握ができていなかった。また、そのことに対して、こうしなければならぬという指示が出せていなかったということが大きな原因であると考えています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 担当課長は、この未処理が発生をした期間中、課長であります。そして、それ以前は、福祉畑のところを務めておられました。それで、4日の全員協議会で、この返還請求の管理台帳、これは総務委員会のときも私は聞きましたのですが、管理台帳は作成していないと回答されていますが、ではそれにかわる台帳らしきもの、帳簿なり書類ですが、事務の流れからいっても1つ、代理請求行為が発生したこと、2つ目、本人に代理請求処理を送ったこと、実際の代理請求の申請書類を写しをいただきましたが、その書類は本人に送らねばなりません、それが2つ目です。3つ目にその書類が返送されてきたこと。そして、4つ目に、健康保険組合に請求をしたこと。そして、5つ目に、その立てかえ額が振り込まれて完了ということになるのではありませんか。患者さんごとに、少なくとも私が言いました、素人目から考えても、5つの処理欄が必要ではないですか。管理台帳がないこと自体が私は不思議でならないんですが、そういう、つくる必要性、常備する必要性が全くこの間、事件が発生してからですが、それでも平成23年からの分となります。そして、それ以前でもなかったと聞いていますが、そういうことがなぜ問題にならなかったのか、お尋ねします。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 この件につきましては、担当者がパソコンの中で、どれだけ請求してどれだけ請求されたかはエクセルで管理をしております。それで、それを管理台帳として、1部誰でも見えるところにつくっておけばよかったですけれども、担当者のパソコンの中の処理としてできておりましたのでわからなかったということでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 担当者のパソコンの中、エクセルで管理をしていたといえども、課がそういうことの把握をできる体制がなかったということの1つのあらわれだと思います。

そこで、この制度に詳しい方と思われる方から連絡がありました。26件、32件とも実際より圧縮した数字ではないかとの情報であります。処理台帳もないのに、何をカウントして集計をしたということで、この合計の58件はどのようにして課長は管理されましたか。把握を認識されましたか。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 この件につきましては、当然レセプトでどれだけ高額が発生す

ると、それで本人さんの負担がどれだけかということがわかりますので、最大マックスこれだけの額ということとはつかめます。しかし、これも全協等と言わせていただきましたけれども、保険組合によりましては、対象外の部分があります。それと、保険組合の経緯がありますので、どれだけのが支払われたのかわかりませんので、町としてつかんでいる数字は、マックス、最大限高額医療費から最大限個人が負担するべき額を差し引いた残りの額を集計をしております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私が先ほど聞きました情報、つまりこの数字、26件、32件というのは圧縮した数字ではないかという情報は否定をされなかったんですが、改めてその情報は間違いだと言えるのかどうかを併せて答えていただければ結構です。

それで、3つ目の時効前処理の件数が32件。それで、報道ではこの処理を進めているとなっておりますが、どこまで進んでいるのか、完了をして全部できたのかどうか、ご報告をお願いします。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 この件につきましては、32件処理済みでございまして、19件は処理済みで既に入金をされております。あと残り13件のうち2件は現在申請中でございまして、残り11件につきましては、返金の約束を本人からとっております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 返金の約束を本人からとっているという意味はどういう意味ですか。手続の中で。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 既に保険組合から本人さんの方に返金をされておりますので、本人さんの方へその額につきましては返っております。それで、本人さんが、当然こちらへ返してもらわなければならないんですけれども、その約束ができているということでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 わかりました。

それで、4つ目ですが、こういう損害を生じた、させたことと併せて、印鑑をついたことが大きな問題になっております。それで、そういう損害を与えたことも、それから事後処理についても、迷わず印鑑をついていることで私は非常に疑問を持ち問題視をしています。報道では担当課にあった印鑑となっております。この印鑑はもともと必要ないものであります。総務委員会でも私は質問させていただきましたが、役場に保管されている経緯を明らかにして、廃棄しな

ければならない。先ほど西川議員が質問をしておりますので、私の方は、こういう処理をされたことについて、報道では約50件とされていますが、役場に何でそんな住民の氏名、名ではありませんが氏の印鑑が要るのか、これが疑問なのですが、なぜそんな保管をしているんですか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 なぜと言われますと、詳しいことは私もわかりませんが、今はないですけど、「印鑑を預かっという」という事例が昔はあったように聞いています。そもそもそういう印鑑が残っていたということもあるかもしれません。役場の方で購入して保管しているということはありませんので、ないとは思いますが、そういうのが積み積もって残ってきているやつが残っていると思います。苗字についても似たような苗字の方がいらっしゃいますので、その辺のことではないかなとは想像しております。なぜと言われると、ちょっと私の方もいつからどうなったのかというのはちょっとわかりません。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 聞いてびっくりなんですけど、なぜということ自体がわからないくらい蔓延しているというように私は思うんです。

甲良町役場に詳しい議員が、委員会や全協でもこもごも発言をしました。「前からあった」「体質になっている」と言っています。これは税務課における固定資産税の同和減免や水道課における下水道負担金の同和減免など、本人の申請主義を役場みずからが実行していないことで蔓延してきたのではないかと思います。つまり、本人が申請する必要がある手続がありながら、役場でやっておく。私も一見、親切だということで町民から聞いたことがあります。

「町でやっておきますから」と、その方はああ親切なことをやってもらえたと思っておられたんですが、本来本人が申請する書類です。そういうようにして背景、なぜそういうようになってきたのか、累積をしてきたのかという点でも、きっちりと総括をする必要があるんですが、それはどう考えておられますか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 おっしゃるとおり以前はそういう仕事のやり方をしていたときがあったかもしれません。私もそれについては疑問があります。ということで、今回のようなことも起きていますやろし、自分で申請していただくこと、それは手間かもしれませんが、そのことは制度を知っていただくということにもつながりますし、自分の責任を持って自分のことをやるというのは当たり前のことです。そこを役場は労力を惜しまずにやっていくことが役場の仕事やと思いますので、そういうふうには徹底していきたいと考えます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 住民課長が、西川議員の質問に答えて、「今回に限って」というよ

うに言われました。そして、総務課の課長は、そういう以前から「預かっという」と言われたものが残っていると。つまり、住民課長の認識では、この場合に限ってというようにありますが、役場の中では、そういうように印鑑を預かる、ないしは印鑑を保管するということが蔓延しているというように思うんですが、今回に限ってであれば、それならなぜ印鑑を甲良町に置いておく必要があるのかという矛盾が出てきますが、それはどう考えますか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 印鑑を使用して書類を作成したということを、住民課長は答えております。印鑑があるから、ほかの業務についてもその印鑑を使っていたということはないと思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 これはたまたま報道で住民課の問題だけがなっていますが、各課、教育委員会も含めてそういうことがなかったのか。十分な精査と、そしてその全容を明らかにして、町民の信頼を勝ち取ることが大事だと思います。

そこで、5番目ですが、相手との関係で制度どおり進まない。今回もその1つであります。そういう場合と違って、行政事務手続の怠慢で町に損害を与えることは、根絶しなければなりません。再発防止の核心は、何が必要だというように考えておられるのか、お答え、説明をよろしくお願いします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 核心といいますか、もちろんその職員の意識という問題もあるやろし、そこをきちっと指導していくという、総務課といいますか役場の認識を改めるといった必要があるかと思えます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 7月の総務常任委員会では、前任者からの引き継ぎが、庁舎全体としても管理ができておらず、しっかり引き継ぎ内容を書面で行う職員もいれば、そうでない者、間違いだという、そうでないのもありました。このようなずさんな行政事務が、氷山の一角としてあらわれた今回のケースではないかと思っています。それで、その再発防止とその総括の中心は、やはり自治法に定める法に基づいて行政が運営されていること。そして、職員は全体の奉仕者と自治法で定められていますが、これを基本に真摯な総括をこの機会にすべきだと思うんですが、いかがですか。

○建部議長 総務民課長。

○中川総務課長 おっしゃるとおりやと思います。その辺もふまえて反省をしながら、きちっとしたルールをつくった中での引き継ぎがしっかりできていくようにはしていきたいと思えます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 町民は半ばあきらめながらも、やはり甲良町に住んでいる限り、胸が張れる町でありたいというように強く思っておられます。先ほど言いましたように、この制度をよく知っておられると思われる方も、最後に言っておられました。「自信を持って甲良町民だと言われるような町にしたいというのが私の願いです」というように、最後に言っておられましたが、この信頼を勝ち取る、回復する上では、やはりこれからの皆さんの努力、町長をはじめ幹部職員の方々の肩にかかっていると言っても私は過言ではないと思います。

全国的にいろいろな報道がされる下部、課長、部長以下の職員が不祥事をされるときもあります。そういうときに、課長、部長がその責任をとる。そして、再発防止の役割をきっちり責任として果たしていくということが求められてきますが、今回、こういう点では、報道もされましたことから、これは非常に大きい反響を呼んでいますので、そのことを自覚をしながら進めていただきたいというように思います。

2つ目の人口減少問題の対応についてに進みます。

内閣府が今年8月9日に公表をした「農山漁村に関する世論調査結果」、これは日経新聞のウェブニュース、8月9日付であります。さらに島根県中山間地研究センターの人口動向調査、これはJAさんが発行されています日本農業新聞の8月4日付、また、京都府舞鶴市の新規就農者の支援制度、これは私どもが発行していますしんぶん赤旗の日曜版の本年1月6日号に掲載をされています。ほか、幾つも取り組みがされますし、テレビや新聞でも、また、ラジオでもよく報道されることでもあります。参考になる傾向、それから取り組みから率直に学ぶということが重要ではないかと思いますが、見解を求めたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 人口減少問題につきましては、現在プロジェクト委員会で検討をしております。若者へのアンケートや意向調査を実施する予定であります。その意見をふまえ、本町に必要な施策を検討していきたいと思っております。当然、議員からいただきました参考事例の資料も、プロジェクト委員会の方へ配布して、みんなで勉強して、またほかの自治体の成功事例も参考にしていきます。また、明日9月9日ですが、滋賀県においても、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進本部が設置をされます。滋賀県の雇用創出や子育てを応援する施策、滋賀に住みたいと思ってもらえる施策、人口減少、超高齢社会がもたらす対策などが県においても検討される予定であります。このようなことを参考にしながら、甲良町に合った施策を検討していきたいと思っております。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 事例をコピーして、企画監理課の方にお渡ししています。人口減少の回復、兆しというのは農協さんが発行している日本農業新聞、8月4日付ですが、島根県の取り組みです。それから、これは総務省が発表しています。都市住民が31.6%、農山漁村に住みたい意向を示して、なかなか面白い調査をされて、最近の動向を各グラフを示しながら出しています。

それから、もう一つは、この中に書いていませんが、埼玉県滑川町の取り組みです。この滑川町は人口は1万8,000人ですから、甲良町の約2倍強というところになるでしょうか。ここが中学校までの医療費無料化と、それから給食費が保育園、幼稚園、小・中学校まで無償と、よくできているな、財政がいくのかなと思って見ていると、町長さんが予算配分をするときそのことを重点に置くのだということをおっしゃいますし、町長さんのコメントが書いていますが、「箱物がないことも財政を圧迫しない大事なポイントだ」というように述べておられます。それから、京都舞鶴の取り組みですが、就農の受け入れを、支援金を出しながらずっと継続しておられます。大々的に人口が増えているかといえばそうではありません。けども、新規青年就業者が21人増えているんです。甲良町がどんどん減ることから比べると、やっぱり10人、20人であっても新規就農の農業者が増えるというのは頼もしいところだと思いますので、参考にぜひしたいというように思います。

そこで、我が町でも先進地視察を行政幹部や職員はじめ各種団体などが今まで取り組んでこられます。それぞれの研修がつながっていないように私は思うんです。住みやすいまちづくりにつながっていないと思います。これは私たち議会も、先進地視察実施の後、町民への報告会などに議会として取り組んでいないという反省も大事だと思っています。例えば条例で設置されているまちづくり協議会が毎年実施をされていると思いますが、人口増加に向けての提言などに取り組んでおられるのか、その成果など、そして人口減少に対する対応に取り組んでおられたら、ご説明願いたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 役場の方の定住関係の研修が一貫性がないのちやうかというようなことの指摘ですが、それは実態があったかというような思いがあります。そこで、プロジェクトも各課から出ていますので、そういうことも、今日、ご意見があったということをお伝えしながら、今後考えていかなければならないかと思っております。

それと、まちづくり協議会の研修会の話し合いですが、年何回かありまして、次は秋に開催をするのに、今までですと1つのテーマで、うちの行政情報、福祉課の情報を流したりはしていましたが、秋開催につきましては、この定住問題を1つに取り上げさせてもらおうかと、担当者としやべっています。協議会

のメンバーは、区長さんと地元のむらづくり委員長さんでありますので、アンケートなり意向調査につきましては、総務常任委員会でもご意見をいただきました、若者に絞って聞き取りをというようにことで段取りをしております。

それとは別で、まちづくり協議会につきましては、区の役員さんということで、区の役員さんのサイドからはどういうふうにと受けておられるのかと、こういう問題がどうなのかというようにことも、そこでちょっとご意見をお聞きしたいと思っていますし、甲良町だけが人口を増やすだけでしたら、新しい自治会みたいなものをつくったらいいと思うんですけど、実際、甲良町で人口が増えるということは、どこかの集落で受け入れてもらうというような格好にはなるかと思うので、そういうところ辺の意識というか意見を、次のまちづくり協議会で聞きたいということで、今は担当レベルで考えております。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 これは行政ももちろんなんですが、いろいろな団体があります。そして、一人一人の町民がおられます。そこで、私は6月議会でも言いました。せせらぎ遊園のまちづくり、これを大々的に取り組んできたにもかかわらず、4月のマスコミでしたか、実態としても消滅かとまで報道されるようになったわけですから、真剣にこのことが人口増につながっていなかったという、真摯なやっぱり向き合いをする必要があると思っています。それで、我が町における原因を突き詰めてメスを入れるようにしなければ、本当の意味で、人口増に向けて町民が一丸となる取り組みにならないというように私は思っています。

6月議会で提案した、若者定住策の立案の基本的柱を6つ私は掲げましたが、その6番目の中にも、躍進するせせらぎ遊園のまちづくりの総合的な総括が欠かせない。そして、その中には次に進む上で欠かせないというように私は指摘をさせていただきました。先ほど言いましたように行政が指導力を発揮することとはもちろんなんですが、これに加わって、運動団体やそれから民間の団体、さまざまな団体の長、役員さん、そして町民もいます。これが本当にどうだったのかというのを、真摯に本音を出し合った論議をするようにしなければ前に進めないというように思うんです。

一部の若い方に聞きますと、見切りをつけて甲良町から出ていくという方がかなりおられます。そういう点でも、何を解決をして、どのような努力をする必要があるのかというのを、私たちが把握をしていく必要があると思うんですが、いかがですか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 まちづくり、今までの総括を、というご意見であります、確かに今までまちづくりにつきましては人口増を念頭に置いたまちづくりでは

なかったようには思われます。そういうことも議論の中に組み入れて、また協議をしていかなければならないかとは思っておりますが、今考えておりますのは、とりあえず若者のアンケートなり、意向調査、少人数で意向を聞いた方が本音で聞き取れるんじゃないかというようなことがありますし、実はもう、今日、健診がありますので、健診に来ていただいた人10人ぐらいで一遍、ちょっと具体的な意向を聞き取ってもらっています。一応、生活面なり子育てなり教育面なり、幾つかの項目がありますが、そういうようなのをちょっと本音でということで、延べ100人ぐらい、10人ぐらいの少人数で述べ100人ぐらいの人に聞き取りをしたいとは思っております。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 人口増加を目的ではなかったと言われますけども、いいまちをつくらうかと、つくらうじゃないかとやって、いいまちだなというので周りから注目されて来てもらうというのは、結果論としてそうなるはずです。ですから、人口がそういうようにして「消滅か」とまで言われるぐらいに減少して、そして子育て、子どもさんを産める、産んでもらえるような女性の層が薄くなったというのが発表です。ですからその結果を重く受けとめるというのが大事ではないかと思うんです。

それで、この2番目の中の、便利さでなく農山村の豊かさを求めている傾向は、総務省の発表でも、またいろいろな雑誌の中で、悠々自適の雑誌があります。離島、農山村、とりわけ不便なところに移住をすると。テレビでもありました。埼玉からかなり遠いところで土・日・休日住民ということで、農地を耕して新鮮なものを生産するという方が、テレビで放送されたこともありました。こういう点では、効率優先の社会、人間の豊かさを、もうけや経済効率だけではかる社会に反発し、あるいは嫌気がさして、人間らしさを求めて人がさ迷っている現状の一端を私はあらわしていると思います。甲良町の地理的位置を考えると、離島ではない、都市部から何時間も離れた山奥の里ではありません。しかし、地方都市に隣接した自然豊かな田園広がる農村という特質を生かした発信をしたいものですが、いかがでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 議員からいただきました内閣府調べによりますと、「農山漁村に定住したい」と答えた人が、都市住民で31.6%いるという記事をいただきました。これは正直言って、これだけ多いのかなというふうにびっくりはしております。地方の各自治体の最近の子育て支援策などの充実などが背景にあるのかなという思いもありますし、田舎は温かい、都会にはない幸福感を感じる人が最近増えている。田園帰還みたいな言葉も出ておりますし、そう感

じている、思っている人が多いのかとは思っております。こういうことも含めて議論をしていって、定住策を検討していきたいとは思っております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 私個人も、彦根という地方都市、それでも結構ここから見ても田舎です。けども、都市部にはないよさを、私そのものも実感をしています。自然の豊かさとそれから農産物のおいしさ、これは本当に実感するところです。いろいろな習慣が多いという点ではいろいろな改善する問題も、以前課長が報告をされていましたが、これも住民合意の中で改善をしていくというのが大事だと思います。

そこで、ふるさと納税、特産品、これの取り組みが非常に大きなインパクトを持ちました。全協でも私は言いましたが、2,000人を超える方が応募する。つまり、人口の3割近い方が反応をされているという点でも注目をしたいと思えますし、またヒントとして、好材料として取り組んでいく必要があると思うんですが、これを活かす取り組みなど、説明をお願いします。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 議員が言われたとおり、ふるさと納税で、すごい発信力がありました。せっかくのチャンスでもありますし、これを何らかの形でまちづくりにつなげていかななくてはならないという思いはあります。今年度、地域おこし協力隊の方も来られていますし、今までにない甲良町の動きが始まりかけているのかというような思いがありますので、皆さんで知恵を出しながら、何らか、ええ方向にまちづくりを持っていけたらというような思いはあります。まだ具体的にどうのこうのというのはいませんが、思いはそんな思いであります。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 地域協力隊の取り組みが中日新聞に大きく写真で取り上げられました。これらを、点と線をつなげて面にしていく取り組みが求められていると思えますし、行政がそのコーディネート役をして、それぞれをつないでいくということが大事ですし、もちろんこのことを妨げているさまざまな問題を改善し、克服をしていくというのが求められるというように思います。

次に、安倍政権が進める農政問題についてに進みます。

農業所得の倍増などと打ち出したアベノミクス農政版と言われる農業改革は、日本農業を守るどころか、TPPの参入、締結の地ならしとして、農地取得の営利企業、株式会社の参入に道を開くものとして、家族経営で成り立つ日本農業をますます苦境に陥れるものと批判されねばなりません。甲良町の場合は、本当に小規模で家族農業、営農さんの努力、そして集約などがありますが、基本的には家族農業になっていると思います。こういうアベノミクスの農政版を

進めるために、農協の中央会の役割を弱めることや、農業業務から金融と共済、一番もうかっているところを切り離して、総合業務で支えてきた農協経営を弱体化させようとしています。

そして、さらに安倍内閣は、農業委員会の公選制の廃止と、建議、つまりいろいろな意見を言うことができたり提案をすることができる、その法制度で保障されていますが、その除外をねらっています。しかし農業委員会の公選制は、農家の代表機関選出の民主的制度となっています。壊してはならないというように思っています。また、法的に位置づけられた建議、農業政策やさまざまな意見を述べ、その実行を求めることができる権限は、大変重要なものであり、存続すべきと思いますが、この方向、今提起されている問題について、町はしっかりと農業町として発信をし、発言をし、ものを言うというのが大事だと思いますが、いかがですか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 議員が申されますように、平成26年6月24日に規制改革実施計画が閣議決定をされました。この実施計画書の中に農業委員会の公選制を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化するという内容と、農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への権利等の業務は、農業委員会等に関する法律に基づく業務から除外するというものでございます。また、国としては、平成26年度に検討し、結論を出し、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案として提出をめざしているところでございます。

町におきましても、農政においても、社会構造が今大きく変わっております。農業をしている農家数が激減しているということが一番大きな問題だと思います。このことを解決するためには、今後の農業、農村発展を考えると、今回の改革もやむを得ないものではないかと考えるところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 全く逆さまだと思うんです。農業人口が減り農家が苦境になっているのは、TPPは究極のところですが、農業をもうけの対象にする。そして、優良な農地を壊していく、この間の長年の農政がもたらした問題であります。そして、農家所得の保障を定めた食管法を改悪して、そして市場原理に委ねる。そして、大規模農家だけを育成する。けれどもその大規模農家そのものも前途は大変になっています。こういう点では、やはりやむを得ないのと違って、だめだという発信をぜひする必要があると思うんですが、再度お尋ねします。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 農業委員会は、昭和25年か26年かちょっと記憶にないんですけども、農地委員会から農業委員会に組織がえになって現在に至っていると

ころでございます。この間、農地の管理という面、そしてまた適切な発展ということに対しまして農業委員会の役割は大変大きいものがあつたところと考えるところでございます。しかし先ほども述べましたように、内外の情勢は非常に激変しております。これからの農業、特に農地を守っていく中には、この改革もやむを得ないものとする次第でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 幾つも基本点で認識がずれているところがあるというように私は思うんです。農地を守ると言いますが、安倍内閣が進めようとしているのは、法人も、農業をしている方が5割以上ある規定を、1人以上であればいいということにして、株式会社の農地取得を道を開くという点でも、農地の取得を巡ってでも、耕作者が所有するという原則を破壊するものであります。そのことを指摘をしておきたいと思ひます。

次に進みます。

盗水問題の解決のためにであります。この課題は大変町民の関心も高く、町政運営の重要な柱の1つとなっているという認識が大事だと思ひています。そこで、町長が行った告訴は正当なものでありますし、検察審査会に不起訴不当の審査請求申し立てをぜひ決断すべきだと考えますが、いかがですか。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 先ほども丸山議員の方でお答えをさせていただきましたが、今の事案では証拠不十分であるということから不起訴となつてございます。刑事事件でございますので、刑法または刑事訴訟法上で判断されたものでございます。検察の判断したことに關して今回申し立てをするのは困難であると判断しております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 小項目2の方でも述べますが、今回のこの問題は法律の制度上も、不起訴決定に不服がある場合、国民が行使できる権利の重要な1つとなっています。検察の決定が道理に合わない、不起訴不当とする町の立場を貫く上で、また、町水道事業の公正と財産を守る立場を鮮明にする上で、大事な手段だと考えます。結果がどうであれ、良識ある町の立場をしっかりと町民に示す上で、審査会への不服申し立てを行うべきでありますし、再考が必要だというように私は思うんですが、いかがですか。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今現在、検察としては起訴した人物がおります。ご家族でございますが、そういうような状況で、再度申請をいたしましても、困難であると考えておるところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 町長の見解は、②を聞いた後求めたいと思っておりますが、本件の窃盗犯罪容疑は、町の商品である水道水を盗んだことを問題にしているにもかかわらず、今回の検察の判断は、以前本会議でも委員会でも、バイパス管をつないだ器物破損は町は見送っているんです。町長の告発は商品である水道水を盗んだことを限定して告発をしています。こういう意味でも、今回の検察の判断は、盗水のためのバイパス管を設置した犯罪行為にすりかえているように思うんですが、町の見解を求めます。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 水道をとっていた事実は、検察も判断は、把握はされておると思います。刑事訴訟法、刑法に伴い起訴することになったと思います。水をとっている間の状況証拠じゃなく、はっきりとした証拠が告訴には必要であるということでございます。ですので、今回の判断に至ったと考えておるところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 町長にお尋ねしますが、そのことも含めて、検察審査会にこの検察の決定、判断、詳しい内容は公表する必要が検察としてはないものとなっておりますけども、嫌疑不十分ということだけは明らかになっております。それで、検察審査会の審査申し立てを再考する必要があると思うんですが、再考していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○建部議長 町長。

○北川町長 この問題については、今、建設水道課長が申しあげましたように、非常にこの内容について、少し検察と私どもの間にずれがあったのかなというように思いもしております。私もこの不正取水については、バイパス管が接続をされていたということ、これは全ての人が、家族を含めて、確認、認識もしているということでございます。そういう中で、バイパス管を組んだことじゃなくて、長年不正取水をしていたということに対しての、いわゆる窃盗ということで刑事告発をさせていただいた。

2012年の7月4日の新聞には、山田壽一氏が、みずから接続したバイパス管ではないが、いわゆる2004年ごろ、10年ぐらい前から接続に気づき、不正取水の状態になっていることを認識していたというように記者会見で言っておられたのも含めて、不正取水に対する窃盗容疑での告発ということにさせていただいたということでございます。

が、しかし、検察の判断が、最終的に8月に判断が出る前に、私も検察に、検事さんに呼ばれました。それで、検事さんの方から報告を受けたのは、今回の事件は山田太一氏が、町の水道水にバイパス管をつないで盗水をしたということの部分が、基本的には起訴にするか不起訴にするかの問題だということで

ございまして、「それは検事さんおかしいんじゃないですか」ということも私も再三申し上げました。私は「バイパスを組んだことじゃなくて長年盗水をしたことが窃盗ということで、私は告発をさせていただいた。そういうような思いをしている」というように言ったんですが、検事さんの方はそうじゃなくて、今言いましたように、「山田太一氏がバイパス管を組んだということを自供しているということで、それを起訴にする」というような言い方で、押し問答になりましたが、最終的には私が判断するのではなくに検事さんの判断になりますが、ちょっとおかしいという部分はありましたが、最終的に山田壽一氏は不起訴、山田太一氏を略式起訴するというような形で結果が出たということの、弁護士さんを通じての報告をいただいたということでございます。

そのことについて、じゃ、どうするんやというような問題でありましたが、今、水道課長が言いましたように、我々も検察が不起訴と出した以上は、そのことに対してそれが覆すことは非常に難しい。これだけの証拠はないということにもなってきますので、その点については、この件については、今回で審査会の方に再度申し立てをするというようなことはしないということで決定をさせていただきました。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 町長が考えられたことはわかります。だけれども検察審査会の申し立てということは、町民へのメッセージが入っているということを見ていただきたいというように思うんです。今、町長が言われた、水道水そのものを長年にわたってわかっていながら盗んでいるということで、そのことが問われないこと自体、まあ、家自体が確定をしたことについては、私、不起訴で真っ白だというように威張れる問題ではないわけですが、不起訴不当を、立場をしっかりと示すことで私は大事だと、申し立てをすることが非常に大事だと思いますので、再考をぜひとも改めて私は求めていきたいというように思うんです。

それで、3番目の方に移ります。

今回の不起訴決定が現在係争中の過料違法取消請求訴訟に影響をするのかどうかです。これは非常に町民の方々は心配されています。料金支払い義務者は明確であります。山田壽一氏であります。当初の請求趣旨を毅然として貫くべきだというように思うんですが、見解を求めます。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 現在係争中の事案ではございます。影響については、今後、裁判の中で判断されることと思っております。本町の立場としては、請求趣旨について争っていること自体が、当初の処分内容であり、請求した内容についても、当初の説明を今後していく予定でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この取消訴訟については、16日に証言があると聞いています。ぜひともこの町の立場、請求する立場をしっかりと証言をしていただきたいと思います。以前から提起していますように、町民にはこの裁判を闘っていることを知らせて、公正な町の水道事業を守る姿勢を示すべきだと思います。これは官製談合疑惑の事件でも同じで、町事業の中での重大な疑惑に対してとった告訴、告発だったわけですから、町長に落ち度があったわけでもありませんし、おわびをする必要もありませんし、そのおわびをする答弁を聞いて非常に残念に思ったものであります。

人口減少問題、農業振興、道の駅の事業の発展などの課題でも、共通するテーマは、7,500人前後の町民への丁寧な住民合意を図る取り組みだと私は確信しています。そのためにも町行政が町民の暮らしに寄り添うこと、長年努力してきた同和対策事業の公正な後始末、真の自立が達成できるよう、各施策を通じて貫かれることが重要だと考えています。私たちも必要な提起を行い、ともに努力することをお誓いをして、一般質問を終わります。

○建部議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

次に、10番 金澤議員の一般質問を許します。

金澤議員。

○金澤議員 10番金澤です。ただいま議長の了解を得ましたので、一般質問を始めます。

教育委員長、そしてまた選管の副委員長には、何かとお忙しい中、今日は私の一般質問の答弁に出席いただきまして誠に申しわけありません。6月議会にはいろいろな見解の相違がありまして、また再度こういう質問をすることになりました。何卒よろしくお願いします。

それで、町長選挙での教育長の選挙違反についてということで、とりあえず5点ほど任命権者である教育長の見解を問うというところで、5点ほど質問をいたします。

1点目です。教育長の失態、要するに個人演説会をしていたのを、いつどこで誰から情報が入ったのか。これが1点。そして、2点目は、それに対してどのように対処したのか。これが2点目。3点目は、教育長からなぜそういう行動をとったのかという聞き取りをしたのか。それが3点目。4点目です。町長が教育長の身分、要するに特別職か一般職かというところで、町長は特別職だと思っていたということで認識不足だったと、こういう6月議会で発言をしています。それはまた昨年の12月議会でも野瀬議員の答弁にもそういう発言をしています。しかし教育長は、私は特別職だと自分で言っているわけです。だから、その身分はどうなるのか、ということです。

今回の選挙違反は、私は、教育長のこういう一連の行動はやはり選挙違反だと、教育委員長は理解していたと思うんです。だから、教育長に、個人演説会に6回応援弁士として行っていますけれどもやめさせたと、そういうふうに理解しているんです。だから、その5点に対して1点ずつ答弁をお願いします。

○建部議長 教育委員長。

○市山教育委員長 失礼します。ちょっと1、2、3、4、4つの項目ですけれども、1点目2点目3点目を流れ的にお話しさせていただきますけれどもよろしいでしょうか。

○金澤議員 はい。

○市山教育委員長 昨年、平成25年ですけれども、10月24日と記憶しております。午後8時ごろぐらいだったと思います。選挙管理委員会の委員長から、8時ごろですけれども私どもの自宅に電話がありました。その内容というのは今言われたような形ですけれども、堀内教育長が選挙の個人演説会で弁士として候補者の支持を訴えた。これについて政治的中立性が欠いているのではないかとということで、私のところに、任命権者である、私が任命権者ですので、厳重に注意するよという報告、連絡を電話で受けさせてもらったわけでございます。そのことにつきまして、私はその事実を聞くまでは全く承知しておりませんでした。そういうことがあったということは。それで初めて選挙管理委員長の方から、そのお話を聞いて初めてわかった事実でございます。それにつきましては、私の立場としても中立性に欠けているという認識はさせてもらいました。

それで、もう2番目になるんじゃないかと思うんですけれども、翌日ですけれども、25日だと思うんですけれども、午前8時ごろ、朝早くですけれども、8時半ぐらいに教育委員会に出向かわせてもらいました。そして、教育長にお会いして、まず事実の確認をいたしました。きのうこういう電話があったのやけども、これは事実かということで教育長に聞きまして、確認し、教育長がそういうことがありましたということをおっしゃったので、私の方から、きのうの選挙管理委員長からお聞きして、私も中立性に欠けるという認識をしておりましたので、口頭で、今後このようなことのないよということで、厳重に注意をいたしました。

それと、あと4番の質問事項ですけれども、私は一般職という認識をしておりました。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 それで、教育委員長は選挙違反ということは認識していたと、そういう解釈でよろしいんですか。

○建部議長 教育委員長。

○市山教育委員長 選挙違反というか中立性に欠けていると、その行動が。とは思っております。違反とかそういうことは、よくはないけども、あとはもう警察とかそういう関係の方の判断であって、私は中立性に欠けていたという認識をしております。それと、もう一つ付け加えさせてもらいますけども、その朝は教育長に嚴重注意をさせてもらったんですけども、そのことについて、夜ですけれども、あと3人、教育委員さんがおられますので、その方々に電話をさせてもらいまして、そういうことがあったと。それで、教育長にそういう口頭注意をしたと、嚴重に注意をしたということを3人の教育委員さんに電話で連絡をさせてもらいまして、特に3人の委員さんからは異論もございませんでしたし、了解されたと付け加えさせてもらいますけれども、そういうことがございました。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 もう1点、町長が教育長の身分をのところはどうなんですか。

○建部議長 教育委員長。

○市山教育委員長 一般職というふうに。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 聞き取りをしたと、口頭で注意をしたということですが、教育長は、6月の私の一般質問にこのように答弁をしているわけです。みずからが町長に応援弁士の申し入れをしたと。これは町長がはっきり言っているんです。教育長もそれを認めています。

そして、選挙管理委員から電話があったのでやめた。というのはこれはこういうように答弁を私は聞いているんですけど、教育長の話では、教育委員長が注意をしたと。そして、その中で「注意があったから、私はもう次の、まだ4回残っているけれども、その演説に行けなかった。まことに残念だ」というようなことを言っているんです。だから、そういう反省は全然ないんです。こういう言葉の中には。行けなかった、また、不本意であるという言葉も使っているんです。そして、私が、あなたはこういう選挙違反をしているのに、部下の職員がこういうことをしたらあなたは処罰できるのかという質問をしたところ、こういうように答えているんです。「今後、職員がそういう行動をとったら処罰されるから指導していく」と、みずからのことは省みずにそういう発言をしているんです。

このような教育長が、一連の確信的な発言をしているということに対して、今のこともふまえて、教育委員長、どう思いますか。

○建部議長 教育委員長。

○市山教育委員長 選挙についてのあれなんですけども、これにつきましては私も中立性に欠けると思っていますけれども、それ以外の教育に関する事例では

信頼を私もしていますので、その辺について意見を述べよと言われてましても、なかなか6月のあれとかそういうのを聞いていませんので。私は今回のその件につきましては中立性に欠けるというふうな立場以上のことはちょっと、それ以上は。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 そこで、これは教育委員長は口頭で嚴重注意したと。内容もさっき聞かせてもらいましたけども、このような大きな確信的な犯罪と言ったらおかしいんですけど、こういうことをした人に対して、その処分だけでいいのか悪いのか。というのは、この間、次に出てきます滋賀県知事選、滋賀県の県選管委員を公正法違反容疑で逮捕と、こういうように新聞に出ていました。これは内容的に、13日に投開票された滋賀県知事選で、県選管委員が有権者に特定の候補への投票依頼ということで、内容的には、逮捕された人はこやり氏の集会に参加するバスの中で、その中でこやり氏の投票依頼をしたと。ただそれだけのことで逮捕されたわけです。これだけのことで、バスの中で。

しかし、今回、教育長が起こした選挙違反に対しては、教育委員長の判断にもよりますけれど、これと比べたら今回の口頭処分は、私は全然重くないと思っています。これと比べたら。バスの中で「あの人へ入れてくれ。こやり氏へ入れてくれ」と言っただけで逮捕されているんです。教育長は6回も個人演説会に行って応援弁士で、北川町長の応援弁士で発言しているんです。だから、これと比べたら、あなたの出した処分は重いのか軽いのか、その辺の見解を聞かせてください。

○建部議長 教育委員長。

○市山教育委員長 私からは、中立性に欠けているということで、あとはもう違反とかそういうことについては警察とかそういうことの判断であって、私は別に。もう一つ、もう一歩前へ進む話になりますと、任命権者であるということは確かでありますけれども、罷免できる権限があるのかということになると、私はそれはないんじゃないかなと思っています。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 いろいろ見解も聞いていますけれども、ここで議長、今回の教育長の選挙違反について、ちょっと選挙にかかわる公務員の地位利用による選挙運動の禁止という、この資料を配布したいと思うんですが、よろしいですか。

○建部議長 結構ですけど、皆さんご承知のはずだと思います。

○金澤議員 わかっていますけど。

(資料配布)

○金澤議員 それでは、今、配布が終わりましたので。公務員等の地位利用による選挙運動の禁止というところで、こういうようにうたっています。

公務員はその地位を利用して選挙運動をしてはならない。公職選挙法第136条の2、公務員とは、国もしくは地方公共団体の職務に従事しているすべての人をいう。国または地方公共団体の事務または業務に従事する身分的契約にある者をいい、その根拠が法令であると、予算であると、その職務内容が単なる労務の提供であると、職務の対応が常勤であると非常勤であると、また一般職であると、特別職であるということを問わない。こういうように定義されているわけです。だから、この公務員等の地位利用による選挙運動禁止ということは、当然私は、教育長のこれは選挙違反だと。一般職であっても特別職であっても、こういう運動をしてはならないと、こうなってくるわけです。そして、今、教育委員長がそう言いましたけれども、これに照らし合わせれば、当然罷免という議会の議決もそれは当然出てきます。これは当たり前です。はっきりとここで明記しているわけですから。

そしたら、やはりこの前の6月の議会で、町長に私は質問をしました。あなたは教育長がこういうことをしてどういうことを考えているのだと言ったところ、町長は「私は教育長は特別職だから認識不足だった」と、こういう答弁をしているわけです。それは多分町長は知っていたと思うんです。しかし町長は認識不足という言葉を使って、やはりそういう発言をしました。それはそれで結構です。認識という言葉が使われたら、私たちはもうそれ以上追及できません。教育長は、私の質問に対してそういう答弁じゃなしに、「もっと行きたかった」とか「謝罪するのか」と言ったら、それははぐらかして私に真っ向から居直るような発言をした。ということは、それはやはり甲良町全般を預かる教育長、そしてまた人事権を持っている教育長がこういう行動をとって、そしてまたそういう発言をしていいのか。となってくると、やはり一般職であろうと、この前教育長が言っていましたように、特別職であろうと、あなたは明確にここに選挙違反に問われるわけです。

だから、最後にあなたに聞きます。教育長、この一連の以上のことをふまえてあなたは出处進退をこれからどうするのか、それを伺いたい。

○建部議長 教育長。

○堀内教育長 前回の議会でも金澤議員さんから同じ質問を受けましたので、答弁もさせていただきますとおりでございます。今、私が考えていることは、微力ではありますがけれども、誠心誠意職務に専念をしたいと、そんなふうに考えております。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 そしたら、あなたは、この私の質問している公務員の地位利用による選挙運動の禁止ということに対しては、あなたはどう考えているんですか。今の発言は別にして。あなたは明確に、一般職であろうと、町長が言う特別職

であろうと、これは選挙違反はしてはならないと明記されているんです。だから、今回のあなたのとった行動は、一連の行動は、これは選挙違反の禁止ということにはっきりと抵触しているんです。それなのにあなたは一生懸命頑張ると、それは私はおかしいと思うんです。やはり地位のある人はそれだけのことを責任をとらなければならない。私は、教育委員長に「罷免せよ」と、そういうことは私は言えません。しかし議会は、あなたのとった一連の行動はこれはやはり看過できないということで、罷免決議をしたわけです。だから、あなたはその罷免決議でも、それは私に答えたときは「罷免される立場だから答える立場にない」と、こう言っていますけれども、一連のこれに一般職と特別職とがあると、こう明記されたことに対してあなたはそういうことが言えるのか。どうですか。

○建部議長 教育長。

○堀内教育長 町会議員の皆さん方のように、政治家は出处進退をみずから決するということが一般に言われております。私は、甲良町の北川町長のもとで仕事を負わせていただいておりますので、町長の判断というのが最終的には私に対して決まるのではないかと。やめよと言われればやめさせていただきますので。

以上でございます。

○金澤議員 ということは、教育長は町長の判断に従うということですか。わかりました。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 町長にお尋ねします。この一連の教育長のとった行動に対しては、私が指摘しているように、町長としては、私は罷免に値すると思うんですけれども、町長としてはどういう考えですか。

○建部議長 町長。

○北川町長 私は認識不足で、教育長が特別職であるというようにずっと以前から思っておりました。そのことは前のときもお話をさせていただきました。昔から、私も議会に出させていただいている当時から、町長、助役、収入役、教育長は特別職の4役やということが頭の中にもありましたので、それがずっともう頭の中で定着していたというようなことから、教育長が選挙のときに、応援してあげようというようなことを言っていただいて大変ありがたいと思いました。しかしこれは私の認識不足で、教育長が特別職でなかったということを後でそのことがわかって、私自身もえらいことをしたというような思いの反省をしております。教育長も、当然そういう意味では、私と同じように、自分自身は特別職だという思いがあったのに、実際はそうではなかったというようなことで、反省もしておられますし、私自身は堀内教育長は一生懸命教育分野の中

で頑張っていたいておりますので、今の時点ではどうのこうのということは考えておりません。できるならば続投をしていただきたいと思います。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 町長、今の答弁は6月議会でも聞かせていただきました。しかし、こういうように公務員法に違反しているということがわかって、それで、あなたは、部下がもしこういうことをやったら、注意だけで済むんですか。それは済まないと思うんです。それだけの処分を受ける。今回は口頭処分だけです。教育委員長の。これから部下がみんなそういう選挙違反をした場合には、あなたは口頭注意だけで済みますんですか。それは違うと思うんです。やはり一つのけじめとして、町長として我々議会に人事案件で提出した。そのときにあなたは「堀内教育長はすばらしい人だ」とここで発言をして、議会満場一致で全員参加で賛成したわけです。まさかこんな不祥事を起こすとは私は思っていませんでした。結果が今現在出ているんです。

だから、これから教育委員長の処分を、私は教育委員長のこれは見解ですのと言いませんけれども、あなたはそういう人事案件を提出した責任者ですから、それだけのしっかりと、やはりこの問題はどうか処理するのだということを今後考えてほしい。どうですか。

もう一つ、このままでは議員も町民も、こういうことをした人をそのまま教育長で置いておくのがいいのか悪いのかということをお聞きしたいので、それも含めて、どうぞ。

○建部議長 町長。

○北川町長 教育長もこの件については十分私は反省をしております、そのことを本人の口からも聞いております。したがって、今後は教育行政全般にわたって一生懸命取り組んでいくと、そういう姿勢も伺っておりますので、私は任命権者として、それは確かに責任はあります。その責任の中でも、やはり私自身がそういう特別職扱いというのをあまりにも認識をしていたということがうかつだったと思っております。これは私の責任でもありますが、しかし、教育長がそのこともしっかり反省をされておるということで、私との話の中でも伺っておりますので、今後はそういう不祥事が二度と起こらないようにしながら頑張ってもらいたいと思っております。

以上です。

○建部議長 金澤議員、次の質問に移ってください。

○金澤議員 最後にこれだけ言っておきます。やはり教育長は本当に真摯に反省しているのであれば、やはり行動で示すべきです。というのは、いろいろな会合があったり、そういうところへ行ったら、一連の不祥事を、したことに對して謙虚に反省し、やっぱり謝罪もしなければならない。そのことが、教育長の

言葉がないから、私は言っているんですけど。あなたが謙虚に反省して、これからこういうことをしていくのだというのであればわかりますけれども、居直ってもらったら、あなたの信頼関係というのが薄れてくるんです、みんなが、町民が。そのことを念頭に入れて頭に入れて、やはりこれからそういう機会があったらしてほしい。そういうことができますか、教育長。

○**建部議長** 教育長。

○**堀内教育長** 前回も金澤議員からそのご指導、ご指摘はございました。私も機会を見て町民の皆さんにはお話をさせていただき、皆さんにご心配をかけたことについては謝罪をするつもりでございましたので、実はPTAの連絡協議会の役員会というのは、総会は、後から聞いておりますと、最初に抗議文を出されたのも、PTA連絡協議会の会長さんのお名前でしたので、その会長さんは今年もおられるんですけども、その会の場では説明をさせていただき、また教育委員さんにもきちっとお話もさせていただきました。

そういう形で、私の謝罪も含めた説明はさせていただきたいと思っております。

○**建部議長** 金澤議員。

○**金澤議員** 次の質問に移りたいと思います。

この一般質問通告書に、本来なら選管の副委員長にも聞きたいんですけども、重複して時間もありませんので、今の教育委員長、町長、教育長、いろいろ答弁が出ていますけれども、そのように同じような意見でよろしいですか。

○**建部議長** 選挙管理副委員長。

○**村岸選挙管理副委員長** 今日は最初からちょっと何ですけども、上田委員長が出席させていただくはずでしたが、所用で欠席ですので、私は選管委員長の職務代理人として、村岸の方が答えさせていただきますけれども、今の話に出ていました教育長の問題につきましては、やはり政治的行為を行ったということとさせていただきますけれども、公職選挙法では政治的行為の制限についての規定がございませんので、選挙管理委員会としては判断することはできませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**金澤議員** それでは、官製談合の次の項目の質問をしたいと思ひます。この官製談合の質問については、5日の濱野議員の答弁で、町長としてまた行政としてその見解が出されました。ということは、町長みずから、これは不起訴になった、官製談合はそういう結果が出たからこれはシロだという明言を町長はしました。そういうことに対して、やはり時はちょっと遅いかなというような感じもしたんですけども、やはり2年6カ月にわたってこういう事件を行政がみずから見解を示したということに対しては、私は一定の評価をしたいと思ひます。今後は、やはり町長がそういう見解を示したことを町民にしっかりと説

明をすることと、関係者に対して謝罪をして初めてこの問題は終了すると思っています。

それが1点と、そして2点目は、この告発に提出した資料、これを提出してほしいんですけど、用意できていますか。教育長か総務課長かどちらか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 告発に提出をした資料ということをおっしゃっているんでしょうか。

○金澤議員 議会から議決を受けて告発をした資料。というのは、なぜ求めるかといいますと、その告発内容に、一部の議員は知っているかもしれませんが。しかし私たちは全然わからない。どういうことでその告発の資料が、内容がわからないから、返ってきた内容も、当然提出してほしいんです。だから、どういうことで不起訴になったのか。そしたら、どこに問題があったかと。甲良町議会がどういう告発をしたのかということも全部明らかになるわけです。それをしてしなければこの問題は解決しない。それによって、人間的にいろいろ名誉棄損とか、そういう苦痛を味わった人がいるわけです。そのこともやはりきちっと整理しなければ、この官製談合の終了にはならないという思いで、私は書類の提出を求めているわけです。

○中川総務課長 告発資料については私はちょっとようわかりませんのやけども、以前は訴訟に係る資料ということで提出をできないと聞いておりますし、それから検察庁から送られてきた書類というのは、処分通知という1枚、ペラが来ているだけです。

○金澤議員 それだけですか。

○中川総務課長 はい。

○金澤議員 わかりました。とにかく不起訴ということだけですね、それは。わかりました。後からもらいます。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 一応の結果が行政から出ましたので、最後に官製談合疑惑の件は、行政がはっきりみずから結論を出した。議会もしっかりと今後の事件の総括をして、なぜこのような結果になったのか、調査委員会の進め方や告発の内容、結果までの一連の行動をしっかりと精査して、町民に説明責任をすることが義務であります。そしてまた、公金を使って結果が出たら終わり、では誰も町民も議会も納得しない。甲良町議会の見識が問われると私は思っています。

以上のことを解決して、初めてこの問題が終了するのであります。建部議長は議員、町民の声に耳を傾けて取り組むことを要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○建部議長 金澤議員の一般質問が終わりました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。
(午後 0 時 0 7 分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 山 田 裕 康

署 名 議 員 阪 東 佐智男